指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名: 健康福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県母子・父子福祉センター (津市桜橋二丁目 131 番地)						
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野 好美 (津市桜橋二丁目 131 番地)						
指定の期間	平成 23 年4月1日~平成 28 年3月31日						
・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事 すること。							

2 管理業務の実施状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H23	А		平成 26 年 10 月に「母子及び寡婦福祉法」が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改
H24	В		正されたことに伴い、「三重県母子福祉センター」から「三重県母子・父子福祉センター」に
H25	В		名称変更し、父子家庭も支援の対象として事業を整備してきた。事業は概ね計画どおり 実施できているが、目標に達していない事業があるため、情報発信、周知活動をさらに行
H26	В		っていく必要がある。利用者が必要としている支援・事業を展開していくことが重要と考え
H27	В		ర .

3 施設の利用状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント				
H23	А	ı					
H24	В						
H25	В		会議や研修での利用が主体となっている。平成26年度、平成27年度は目標値を上回ったが、各種相談・事業での利用者を増やしていく努力が必要である。				
H26	В						
H27	В						

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

	収入の部		支出の部
指定管理 料	47,790,000	事業費	17,976,989
利用料金収入		管 理 費	30,305,331
その他の収入	492,320	その他の支出	0
合計 (a)	48,282,320	合計 (b)	48,282,320
収支差額 (a)-(b)	0		

参考

5 成果目標及びその実績

	指定管理 者の自己 評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標 項目	目標値	H23 実績値	H24 実績値	H25 実績値	H26 実績値	H27 実績値
H23	В		求人情報の 提供	延べ 5,500 回以上	1,935 回	5,182 回	13,824 回	7,986 回	18,084 回
H24	С		相談利用 回数	延べ 230 回以上	117名	167 回	214 回	233 回	280 回
H25	С	+	技能習得講 習会参加者数	延べ 60 人以上	71 人	31 人	26 人	24 人	20 人
H26	С	+	母子自立支 援員研修回数	3 🔲	3回	3回	3回	3回	3回
H27	С	+	利用者満足 度調査	2 回	2 回	2 💷	2 💷	2 回	2 回
			生活向上のた めの講習会等	2 📵	-	4回	8回	4回	5回

全期間におけるコメント

- ・求人情報の提供、生活向上のための講習会等は、全期間で平均すると、目標値を上回った。
- ・相談利用回数は、全期間平均では目標値を達成できなかったが、この5年間で増加しているため、引き続き、広報を行い、利用者のニーズにあった相談会の実施が重要と思われる。
- ・技能習得講習会参加者数は、目標値を達成できておらず、減少傾向にある。周知の仕方、講習内容、実施方法を検討していく必要があると思われる。

6 総括評価

指定管理者である三重県母子寡婦連合会は、2期目の指定管理業務を行ってきた。

平成 26 年 10 月に改正された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、「三重県母子福祉センター」を「三重県母子・父子福祉センター」に名称変更し、父子家庭も支援の対象として事業を実施し、ひとり親家庭の就労支援を行う機関として、職業紹介所、ホームページ、郵送を中心に、就業情報の提供を行ってきた。平成 27 年度は、他事業の就業相談員配置の効果もあり、情報提供件数が増加した。平成 28 年度からは、本事業の就業相談員を2名に増員し、情報提供から就業につなげていく支援を目標としている。

相談利用回数は、増加傾向にあるため、引き続き利用者のニーズにあった相談会等を実施していくことが必要である。

技能習得講習会参加者数は、目標値を達成できていないことから、利用を促進するため、広報、周知の方法、講習会内容、開催方法を検討していく必要がある。

平成 23 年度から平成 27 年度は、生活向上のための講習会等の実施回数を目標値として設定し、講習会と同時に、交流会を開催し、親同士の交流の場を設けてきた。今後も交流の機会を設けるため、次期(平成 28 年度から平成 32 年度)では、ひとり親家庭情報交換会の開催回数を成果目標として定めている。

以上のことから、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると評価する。

「A」 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 業務計画を順調に実施している。

「C」業務計画を十分には実施できていない。

「D」業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「3 施設の利用状況」 「B」 当初の目標を達成している。

「2 管理業務の実施状況」の自己評価 :

「5 成果目標及びその実績」の自己評価: 「C」 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」
当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

「+」(プラス) 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

県の評価 : 「-」(マイナス) 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。